

時事新報

明治十八年一月廿八日
第八百七十七號
水曜日
日曜日休刊

東京圖書館

○陸軍省通達第五號

陸軍省通達第五號付本日ヨリ省務取扱係此旨相違候事

○海軍省通達第四號

海軍省通達第四號付本日ヨリ省務取扱係此旨相違候事

○農商務省通達第二號

農商務省通達第二號付本日ヨリ省務取扱係此旨相違候事

○東京府通達第一號

東京府通達第一號付本日ヨリ省務取扱係此旨相違候事

○明治十八年一月九日

外務省大書記官 近藤 真壽
兼任外務書記官 正六位勳五等

○明治十八年一月廿六日

大政官大書記官兼元老 金子堅太郎
院大書記官 院大書記官如故
任東京府本所區長 從六位 笹田 殿介

時事新報

主戦非戦ノ別

朝鮮事變ノ起リ以來世ニ主戦論ト非戦論ト兩種ノ囂
ヘテ生ラレテ主戦論者ナリ彼レハ非戦論者ナリナ
ド云フ往々我輩ノ聞キ及ブ所ナレド全体譯ケノ分ラ
ズ話ニテ注テ唯漫ニ戦ヒヤハスレバ夫レニテ論
足ナリト云フモ非ズ外國ニ對シテ我レニ曲テ被レキ
ハ先ヅ一應ハ談判ヲ以テ被曲ノ價ヒテ求メ一應ニ應
モ適合シタル上ニテ相手ノ國ノ政府ガ之ヲ聽カザル
ニテ左ツテ止ムテ得ズ曲直ヲ兵力ニ訴ヘント云
フ是レ主戦論ナリ又非戦論トハ如何ナル事情アルモ戰
ハ談判ナリ敵國人ガ如何ナル無法妥慢ヲ過ウスルモ我
ガ面ニ應ズルモ兎角世ノ中ハ國ヲ責フテ事ヲ非
任ケル人ノ下風ニ立ツテ悦ブノ義ハ非ズ何レモ堪
忍ニ忍ハスレバ俗ニ所謂堪忍ヲ結ノ切レ、時ハ
ル可シ左レハ主戦論ニシテ戰フナカリ非ズ非戦論ニ
シテ戰ハザルニ限ラズ唯其相違ハ主戦論ハ百事ヲ

運送風可

クシテ成ル可ヤ丈ケハ他國人ノ安慢慢著ナリキ事ト
品トニ由リテハ財產ヲ空ウシ一命ヲ棄テモ國ノ面目
ハ傷ヘ難シト云ヒ非戦論ハ都テ堪忍ヲ事ナトシテ成
ル可ヤ丈ケハ無事ヲ謀リ依令ヒ心ノ中ニハ不平アルモ大
目ニ見過ゴシテ國ノ安寧コソ大切ナレト云フノ趣意
ニテ之ヲ要スルニ兩儀共ニ其結局ハ同様ナレド其結局
ニ至ルマデノ道中ニ成ル可ヤ丈ケト云フ此一語ノ相違
アルモノト知ル可

我時事新報ノ主戦論非戦論カ是レハ看客ノ諸君ノ高
野ニ任セ記者ハ素ヨリ公平無私ヲ以テ自カラ居リ眼中
朝ナク又野ナク唯日本國民ノ資格ヲ以テ日本國ノ利害
最善ヲ目的ニ定メ之ニ對テ同ウスル者ハ友トシテ相助
ク之ニ異論ヲ容ル者ハ敵トシテ排スルノニ依テ今
コ、ニ我輩ノ身ヲ非戦論者ノ地位ニ置キ今回ノ事變ノ
結末ニ付キ成ル可ヤ丈ケト堪忍ヲ諸君ノ之ヲ許スヤ否
ヤナ開カント欲スルモノナリ我輩先ヅ以テ戰爭ハ好マ
ザル所ナリ井上大使ガ京城ノ談判ニ對テ日韓ノ交際ハ圓
治リ誠ニ目出度キ次第トシテ支那政府ノ何レカ
ノ道ヲ以テ談判ヲ開クニ當リ其談判ノ證據ヲ求ルニ十
二月四日ノ變ニ我竹添公使ハ朝鮮國王ノ依頼ニ應ジ兵
ヲ率ヒテ大關ニ赴キタリト云ヒ同日支那ノ將官袁
世凱吳兆有ハ朝鮮政府ノ請求ニ由リテ大關ニ向ヒタリ
ト云フハ双方共ニ直ナルカ如ク堪忍ス可ヤ否ヤ、
支那兵大關ニ向テヨリ日支兵ノ間ニ砲發始マリタリ日
兵ハ云ク支那兵先ヅ砲發シタリト支兵ハ云ク日兵先ヅ
砲發シタリト是亦双方共ニ申練アリテ水掛論ナリ堪忍
ス可ヤ否ヤ、支那將官ハ六日ノ攻撃ニ際シテ京城
ノ華商ニ命令テ下マシテ荷モ日本人トアレハ男女老幼ノ
別ナク之ヲ屠殺セヨト溺レ流シタリト云フト雖モ是レ
モ唯風聞ノモノナリ當日將官ノ命令書ヲ日本人ニ見タ
ル者ナクナレバ證據ニ足ルモノナシ今日ニ於テ支
那人ハ斷シテ左様ナ事ハ御座ラズト云フカラコ、談判
上無證據ニシテ今更テ我々方ナキガ如ク堪忍ス可ヤ
否ヤ、在京城ノ日本人ガ屠殺セラレタルハ事實ナレド
此屠殺者ガ獨リ支那人ナレバ否ヤ蓋シテ分明ナラズ生
殺リタル日本人コ、當日支那兵ニ砲發セラレタ中ヲ
シ者ハアレド死シタル者ハ果シテ支那人ノ手ニ死シ
タルヤ否ヤ死人ノ口ナレバ之ヲ證據スルコ、由ナキガ如
ク堪忍ス可ヤ否ヤ、日本ノ婦人ガ支那ノ兵營ニ引カ
レテ辱カレタレタリト云フト雖モ是レハ唯婦人ノ一
方ニテ極々私ニ申ス所ニシテ今日支那ノ兵營中ニ吟咏
スルニ婦人ハ辱カレタル者ナドハ一人モナシト云フ
是亦當日兵營ニ兵士共ガ婦人ヲ辱シタル處ニ日本人
ノ立合ナカリガ故ニ獨リ婦人ノ苦シキヲ以テハ證據
トスルニ足ラザルカ如ク、堪忍ス可ヤ否ヤ、古語某ガ
南陽ニ支那ノ海軍兵士ニ圍メテ物ヲ奪ハレ身ヲ危ウ
シラレ尙敵ノ兵營ニ朝レテ禮儀ヲシタリト云フモ

是レハ吉松ノ申シ口ニテ今日ニシテ吟咏スレバ支那
ノ海軍コ、亂暴兵トテ一人モナシ何レ何カノ同
達ヒナラン又同人ガ兵營ニ送ラレテ苦痛シタリト云フ
モ無根ノ事ニシテ支那營中ニテハ最ト丁寧ニ取扱ヒタ
リ故ニ吉松ガ物ヲ奪ハレタリトハ途中偶然ニ遺失シタ
ルコ、ナラン兵營中ノ虐待トハ同人ガ腹痛コ、テ致シタ
自カラ苦シキコ、トナラン或ハ身ニ毆打ノ痕ナドア
ハ夫レハ同人ガ自カラ轉ヒテ怪我ヲシタルコ、トナラン
云ハ談判ノ證據ニハ立テ難キガ如ク、堪忍ス可ヤ
否ヤ

右ノ如ク我輩ハ依ニ我身ヲ所謂非戦論者ノ地位ニ置キ
事實ノ條々ヲ擧ケテ示スルコ、ノ結末ニ立至リ堪忍ス可
ヤ否ヤト問テ談判ケレバ之ニ答ヘテ應ト云フモ否
云フモ看客諸君ノ必ニ在テ存スルモノナリ抑モ一國政
府ノ下ニ在ル者ハ法律ヲ以テ各自ノ權利榮譽ヲ保護セ
ラレ、ガ故ニ國民相互ニ詞訟ノ事アレバ法官ハ原被以
方ヲ呼出シテ曲直ヲ法律ニ質ス可ヤト雖モ他國ト國ト
交際ニ於テ其曲直ヲ斷スルニ法律ナシ又法官ナシ唯
コ、ト至世界萬目ノ視ル所、萬指ノ指ス所ト断ヘテ決テ
取ルノ外更ニ方便アル可ラズ左レハ京城變亂ノ事實、
世界中ノ視指スル所ニテ其曲直更ニ支那日支孰レノ方
ニ在ル可ヤ直支那ニ在テ漫ニ之ニ敵セントスルハ我
國人ノ無謀ニシテ是レソ所謂主戦論ニ醉狂スル者ナレ
ド我日本國ガ果シテ曲チ被リタル者ニシテ我レコ、伸ハ
ス可キノ直チ抱キナガリ我堪忍ノ程度彼ノ成ル可ヤ丈
ケノ境ヲ除ヘテ却テ退縮ノ點ニ陥ルハ會ニ一時損害
ノ價ヲ得ザルコ、トナラズ世界萬國ニ對シテ今後文明ノ
號等コ、失フ所ハ實ニ想像外ニ大ナルモノアル可ヤ此一
段ニ至テハ我輩ハ主戦論者ト云ハル、モ敢テ辞スル所
ニ非ザルナリ

雜報

○歸朝の祝宴 大山陸軍將は來る三十一日午後より大
臣、參議、各國公使其他陸軍の將校一同を鹿鳴館に招
請して歸朝の賀宴を開く都合なりと
○辞表の贈 參議兼農商務卿西郷伯は四三日前辞表を
差出ししる杯贈するものあれと如何にや
○参内謁見 今般大山陸軍卿へ隨行して歐洲より歸朝
せし三浦陸軍中将、野津陸軍少將、及び歩兵大佐川上探
六、全桂太郎、會計監督小池正文、軍醫監福本綱常、砲兵
中佐村井長寬、歩兵少佐藤水直、全小阪千尋、工兵少佐
矢吹秀一、歩兵中尉野島芳隆、會計二等軍吏遠藤慎司、
全三等軍吏侯實武正等の諸氏は昨廿七日午前十時赤阪
飯倉居へ参内の上謁見を仰付られり
○佛將の處置 去月二十八日倫敦發の通報に風説より
れば佛國首相フエーリー氏は當時上海に在る支那駐節佛
國公使バネロート氏を呼び返し且つ天津の佛國領事
へ上海へ戻るべき旨を傳へたるよしとあり此報の眞偽
は判らざれども若し果して眞なれば佛國は意支那政府
又向て開戦を布告する積りよてもあるか猶ほ委しき事
と後報をまつ
○獨相佛相會合せんとす 去月二十八日柏林發の通報
によれば同地の某新聞記者相ヒスマー公は近々佛國

巴里を赴くあるべ
府の公文どうの新
りて親密なり且つ
用各厚ければ何も
んとする如き外面
り若し獨佛兩國と
るに已むを得ざる
横内々相見る事な
正したるよし併し
公と佛將フエーリー
ひよりとひるを見
鬼に角に兩相大會
○英相七十五回の
宰相グランドスト
同氏がハローデン
又當日は英國内の各
ニス比宮よりも
改進黨の組合仲間
未長く同氏を信任
て祝意を表したり
○肥田宮内省御用掛
日出發相州國橋宿
○赴任 新任の藤岡
出發して赴任の符
○官廳彙報 文部大
範學校教員免許考
一、全寺尾壽、東京師
文部省御用掛鈴木
を執れも一昨廿六日
錫比の本月九日朝鮮
職官金子堅太郎氏
五十圖下賜る旨と仰
三重縣令内海忠勝氏
定基氏の自今月俸二
氏は月俸八十圓を執
○内務省大書記官大
て戸籍局長兼務仰付
伯氏の大藏省主税局
月俸七十圓）主税局長
咲野付標津目義國復
任に遷りし月俸八十
れたり
○佛國公使館に夜會
五時より伏見、北白川
夫人令閣等と相贈して
○昇任の噂 參議本
將ニ昇任するとの噂ハ
○藤田茂吉氏 報知新
昇後の佐伯ノ隣省に居
經て歸京したる由
○學生遊歩會 東京大
一日墨田川の堤上より